

平成 29 年度 京都大学大学院法学研究科法政理論専攻 博士後期課程編入学学生募集要項

教育目標と学生受入方針

法政理論専攻博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力ある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。

本研究科の教育と研究の理念と目的に沿って設定された修了要件を満たし、高い倫理性と強固な責任感を持った研究者・教育者となりうる人材を受け入れるために、法学政治学に関して高度の研究を遂行するにふさわしい豊かな素養と能力を備えた者を選抜する。

1. 募集人員 24 名

* 本研究科の修士課程及び専門職学位課程から進学する者の数を含む。

2. 出願資格

- (1) 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者及び平成 29 年 3 月 31 日までにこれを取得する見込みの者
- (2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項の規定によるものをいう。次号において同じ。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに合格見込みの者であって、本学において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 平成元年文部省告示第 118 号により文部科学大臣の指定した者
- (8) 本研究科において、個別の出願資格審査により、(1) に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 29 年 3 月 31 日までに 24 歳に達しているもの。

(注) 上記 (6) 又は (8) により出願する者は、事前に 3. 出願資格の審査を受けなければならない。

なお、6. 選抜方法 (4) 社会人特別選考による選抜を希望する者は、事前に 4. 社会人特別選考受験資格の審査を受けなければならない。

3. 出願資格の審査

出願資格 (8) により出願を希望する者については、出願に先立ち出願資格の審査を行うので、下記 (1) の書類を、平成 28 年 12 月 2 日（金）午後 5 時までに法学研究科大学院掛へ提出すること。

（郵送の場合は、封筒の表に「法学研究科博士後期課程出願資格審査申請」と朱書し、書留郵便で平成 28 年 12 月 2 日（金）午後 5 時までに必着のこと。）

- (1) 出願資格審査提出書類 ※必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。
- ① 出願資格審査申請書 本研究科から交付するもの。
 - ② 卒業証明書 最終出身学校の作成したもの。
※(3)審査基準②の場合は博士課程の在籍期間を明らかにするもの。
 - ③ 在職証明書 在職期間を明らかにするものでなければならない。※(3)審査基準②の場合は不要。
 - ④ 実務経験報告書 本研究科から交付するもの。※(3)審査基準②の場合は不要。
 - ⑤ その他 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者と同等以上の能力があることを示す業績、資格、社会における活動実績等を証明する書類などがあれば提出することができる。

(2) 審査方法及び日程

- ① 書類審査の方法で審査を行う。
- ② 資格審査の結果は、平成 28 年 12 月 16 日（金）以降に、結果通知書を送付する方法により、申請者に通知する。結果通知書が平成 29 年 1 月 3 日（火）を過ぎても到着しない場合は、法学研究科大学院掛まで問い合わせること。

(3) 審査基準

①②のいずれかを満たすことを、認定の基準とする。

- ① 入学時に 2 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験（司法修習を除く。）を有し、修士課程又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があり、平成 29 年 3 月 31 日までに 24 歳に達していること。
- ② 本学の他研究科等又は他大学の研究科等における前期及び後期の区分を設けない博士課程に 2 年以上在籍し又は平成 29 年 3 月 31 日までに 2 年以上在籍する見込みであり、修士課程又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があり、平成 29 年 3 月 31 日までに 24 歳に達していること。

※ 出願資格（6）により出願を希望する者については、出願に先立ち、出願資格の審査を行うので、必要な書類につき、平成 28 年 11 月 18 日（金）午後 5 時までに法学研究科大学院掛に照会すること。

4. 社会人特別選考受験資格の審査

社会人特別選考（6. 選抜方法（4）社会人特別選考参照）の受験を希望する者については、出願に先立ち受験資格の審査を行うので、下記（1）の書類を、平成 28 年 12 月 2 日（金）午後 5 時までに法学研究科大学院掛へ提出すること。（郵送の場合は、封筒の表に「法学研究科博士後期課程社会人特別選考受験資格審査申請」と朱書き、書留郵便で平成 28 年 12 月 2 日（金）午後 5 時までに必着のこと。）

(1) 受験資格審査提出書類 ※必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

- ① 受験資格審査申請書 本研究科から交付するもの。
- ② 在職証明書 在職期間を明らかにするものでなければならない。
- ③ 実務経験報告書 本研究科から交付するもの。

ただし、出願資格の審査により②、③を提出済の者は改めて提出を要しない。

(2) 審査方法及び日程

- ① 書類審査の方法で審査を行う。
- ② 資格審査の結果は、平成 28 年 12 月 16 日（金）以降に、受験資格審査結果通知書を送付する方法により、申請者に通知する。通知書が平成 29 年 1 月 3 日（火）を過ぎても到着しない場合は、法学研究科大学院掛まで問い合わせること。

(3) 審査基準

①～③のいずれかを満たすことを、認定の基準とする。

- ① 修士課程又は専門職学位課程を修了した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者であって、入学時に 2 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験（司法修習を除く。以下同じ。）を有すること。
- ② 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者及び平成 29 年 3 月

31 日までに修了見込みの者であって、入学時に 2 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験を有すること。

- ③ 入学時に 4 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験（出願資格の認定に必要な 2 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験期間を含む。）を有し、修士課程又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成 29 年 3 月 31 日までに 26 歳に達しているもの。

5. 出願手続 ※必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

(1) 出願書類 (* 印は本募集要項に綴じ込みの所定用紙)

* ①入学願書	必要事項を記入すること。
* ②写真票・受験票	写真（縦 4cm×横 3cm、上半身脱帽正面向きで、出願前 3 ヶ月以内に単身で撮影したもの）2 枚を、裏面に氏名を記入の上、所定の枠内に貼付すること。
* ③研究計画	研究テーマの概要等について、本研究科から交付する用紙に日本語 2000 字程度で記入すること。
④証明書 (2. 出願資格を証明する書類)	修士課程・専門職学位課程の修了証明書若しくは修了見込証明書又は本研究科の発行する出願資格認定書（3. 出願資格の審査の結果通知書）
⑤成績証明書	最終出身大学長又は研究科長が作成したもの。
* ⑥入学検定料振込金 受付証明書 (所定の台紙に貼付)	<p>入学検定料 30,000 円</p> <p>【国費留学生及び本学において修士の学位・修士（専門職）の学位・法務博士（専門職）の学位を平成 29 年 3 月に取得する見込みの者は不要】</p> <p>振込期間 平成 29 年 1 月 4 日(水)から平成 29 年 1 月 12 日(木) (期間外に振り込まれた場合は出願書類を受理しない。)</p> <p>注 1) 本研究科から交付する振込依頼書の依頼人欄 (3 ヶ所) に出願者の氏名等を記入の上、切り離さずに金融機関 (ゆうちょ銀行、郵便局は除く。) の窓口に持参して、入学検定料を振り込むこと。ATM (現金自動預金支払機) やインターネット等での振込は不可。</p> <p>注 2) 振込後、「入学検定料振込金受付証明書」及び「入学検定料振込金 (兼手数料) 受取書」に収納印が押印されていることを確認して受け取り、「入学検定料振込金受付証明書」(左半分) を「入学検定料振込金受付証明書貼付台紙」に貼付すること。収納印がない場合は出願書類を受理しない。「入学検定料振込金 (兼手数料) 受取書」(収入印紙貼付のもの) は、出願者が保管すること。</p> <p>注 3) 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び平成 28 年 4 月に発生した熊本地震による災害救助法適用地域において、主たる家計支持者が被災した者で、罹災証明書等を得ることができる場合は、入学検定料を免除することがある。詳しくは、平成 28 年 12 月 12 日 (月) までに、法学研究科大学院掛まで問い合わせること。</p>
* ⑦受験票等送付用封筒	出願者の住所・氏名・郵便番号を明記し、362 円分の切手を貼ること。
* ⑧あて名票	出願者の住所・氏名・郵便番号を明記すること。
⑨在留カード (両面) の 写し	日本に在住する外国人は提出すること。ただし、法務大臣が日本での永住を認めた者については、提出する必要はない。

※選抜方法別の出願書類

◆論文試験

ア 出身大学大学院の修士論文 (本学の公共政策大学院出身の出願者についてはリサーチ・ペーパー) (写) 3 部を提出すること。

なお、修士課程修了後の研究論文各 3 部を選考に必要な資料として添付することができる。

イ 提出論文にはそれぞれの要旨 (日本語で 4000 字以内) を添付すること。

ウ 外国語の論文には日本語の全訳を添付すること。

◆学科試験

リサーチ・ペーパー又は類似の業績があれば、各3部を参考資料として提出することができる。

◆社会人特別選考

- ア 1万字以上の論文（修士論文を含む）（写）3部を提出すること。
 - イ 提出論文には要旨（日本語で4000字以内）を添付すること。
 - ウ 外国語の論文には日本語の全訳を添付すること。
 - エ 社会人特別選考受験資格認定書（4. 社会人特別選考受験資格の審査の結果通知書）
-

(2) 出願書類受理期間

平成29年1月4日（水）から平成29年1月12日（木）午後5時までに必着のこと。

(3) 出願方法

出願は郵送に限る。

郵送に当たっては、上記の出願書類を一括して封筒に入れ、封筒の表に「法学研究科博士後期課程編入学願書」と朱書き、「〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学法学研究科大学院掛」あてに書留郵便とすること。

(4) 出願書類提出上の注意

- ① 出願書類は、出願者本人が記入すること。また、黒のボールペンを用いて、楷書で記入すること。
- ② 選択した試験科目の変更は認めない。
- ③ 出願後は、書類記載事項の書きかえを許さない。
- ④ 出願書類受理後は、入学検定料の払いもどしはしない。
- ⑤ 論文、リサーチ・ペーパー等については、必ず1ページ目に氏名を明記すること。
- ⑥ 出願のために提出した論文、リサーチ・ペーパー等は返却しない。

(5) 障がい等がある者の出願

障がい等があつて、受験上の配慮を必要とする者は、法学研究科大学院掛まで問い合わせること。

6. 選抜方法

※ 2. 出願資格(3)から(5)及び(7)に該当する者が出願しようとするとき、又は(6)に該当する者が社会人特別選考を受けようとするときは、出願に先立ち、選抜方法の指定を行うので、平成28年11月18日（金）午後5時までに法学研究科大学院掛に照会すること。

(1) 論文試験

この選抜方法は、次のア～ウのいずれかを満たす者を対象とする。

ア 修士の学位を有する者又は平成29年3月31日までに取得見込みの者で修士論文を有するもの。

イ 本学の公共政策大学院の修了者又は平成29年3月31日までに修了見込みの者。

ウ 外国において、本学大学院の修士課程に相当する課程を修了した者又は平成29年3月31日までに修了見込みの者で、修士論文に相当する論文を有するもの。

修士論文の審査、外国語試験の成績及び口頭試問の結果等を総合的に判断して、編入学の可否を決定する。

① 修士論文の審査

修士論文（及びその他の任意に提出された修士課程修了後の研究論文）について審査を行うが、本学の公共政策大学院を修了した者及び修了見込みの者については、リサーチ・ペーパーを修士論文と見なして審査を行う。

② 外国語試験

外国語科目1科目（英語・ドイツ語・フランス語のうちから選択）

外国語科目の選択は出願時に届け出るものとし、それと異なる科目の受験は認めない。

試験時間は2時間で1科目を解答する。

③ 口頭試問

修士論文、博士後期課程における研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見を問う。

(2) 学科試験

この選抜方法は、次のア～エのいずれかを満たす者を対象とする。

ア 専門職学位課程の修了者又は平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。

イ 修士課程の修了者又は平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者で修士論文を有しないもの。

ウ 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者又は平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者で修士論文を有しないもの。

エ 2. 出願資格 (6) 又は (8) に該当する者。

筆答試験の成績及び口述試験の評価等を総合的に判断して、編入学の可否を決定する。

① 筆答試験

次の (a) に掲げる専門科目のうち、志望する専門研究分野の科目の中から 2 科目を選択して受験すること。このうち 1 科目に限り、次の (b) に掲げる外国語科目をもって代えることができる。但し、国際法を志望する者は、公法分野から 1 科目及び外国語科目から 1 科目を選択して受験しなければならない。科目の選択は出願時に届け出るものとし、それと異なる科目の受験は認めない。試験時間は 4 時間で 2 科目を解答する。

※ 試験科目

(a) 専門科目	基礎法学分野	法哲学 法社会学 日本法史 西洋法史 ローマ法 東洋法史 英米法 フランス法 ドイツ法
	公法分野	憲法 行政法 国際法 租税法
	民刑事法分野	民法 商法 経済法 知的財産法 民事訴訟法 刑法 刑事訴訟法 刑事学 国際私法 国際取引法 労働法 社会保障法
	政治学分野	政治学 国際政治学 国際政治経済分析 比較政治学 政治過程論 行政学 政治史 日本政治外交史 政治思想史 アメリカ政治
(b) 外国語科目	英語 ドイツ語 フランス語 外国人留学生向け英語(注)	

注 この英語科目は、研究志望科目で「国際法」又は「国際取引法」を選択した者で、上記 (2) 学科試験 ウ に該当する外国人留学生のみ選択することができる。出題も解答も英語で行う。

② 口述試験

博士後期課程における研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見を問う。

(3) 書類選考

この選抜方法は、本研究科法曹養成専攻修了後 2 年以内の者を対象とする。

本研究科法曹養成専攻の学業成績及び口述試験の評価等を総合的に判断して、可否を決定する。

① 本研究科法曹養成専攻の学業成績

在学時に修得した基幹科目、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱの学業成績について審査を行う。

② 口述試験

博士後期課程における研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見を問う。

(4) 社会人特別選考

この選抜方法は、4. 社会人特別選考受験資格の審査を受け、社会人特別選考の受験資格が認められた者で、入学後も在職し続けながら適切に研究指導を受けることができるものを対象とする。

論文審査及び口頭試問の評価等を総合的に判断して、可否を決定する。

① 論文審査

提出した論文について審査を行う。

② 口頭試問

提出した論文、博士後期課程における研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見を問う。

(5) 併願について

次に掲げる選抜方法は併願することができる。

- ① 書類選考と学科試験
- ② 論文試験、書類選考又は学科試験と社会人特別選考

7. 試験日時と場所

(1) 試験日時

① 筆答試験

論文試験の受験者：平成 29 年 2 月 15 日（水）午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

学科試験の受験者：平成 29 年 2 月 15 日（水）午前 9 時 30 分から午後 1 時 30 分まで

※ 試験当日は、午前 9 時 10 分までに受験票送付時に通知する試験室に集合すること。

② 口頭試問・口述試験

平成 29 年 2 月 15 日（水）・16 日（木）のいずれかで実施する。

(2) 試験場所

京都大学大学院法学研究科（京都市左京区吉田本町）

8. 合格発表

6. 選抜方法 (1) (2) (3) (4) のいずれかの試験に合格した者をもって合格者とする。

合格者の受験番号を平成 29 年 3 月 10 日（金）午前 10 時に法経本館西棟北出入口付近掲示板に掲示するとともに、受験者に通知する。

9. 入学手続等

- ① 入学料 282,000 円
- ② 入学手続 入学手続日程及び提出書類等については、最終合格通知の際に指示する。
- ③ 入学時期 平成 29 年 4 月 1 日

10. 授業料

前期分 267,900 円（年額 535,800 円）

なお、納付時期等については、別途指示する。

※ 入学料及び授業料は予定額であるため、改定されることがある。

※ 入学時及び在学中に改定された場合には、改定時から新入学料及び新授業料が適用される。

11. 受験に関する注意事項

- ① 受験票は、2 月上旬に送付する。なお、平成 29 年 2 月 9 日（木）を過ぎても到着しないときは、法学研究科大学院掛まで問い合わせること。
- ② 試験に関する事項等については、受験票送付の際に通知するので、必ず見ておくこと。また気象警報発令時等、緊急時の対応については、本研究科ホームページにも掲載することがある為、試験直前は定期的に確認しておくこと。
- ③ 筆答試験で使用を許すものは、筆記具（黒色又は青色の万年筆又はボールペン。ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないもの）、時計（計時機能だけのもの）に限る。**腕時計は着用せず、机の上に置いて使用する**こと。携帯電話等は時計として利用することができない。
- ④ 携帯電話等は、試験室に入る前に必ず電源を切ってカバンに入れておくこと。身につけている場合、不正行為とみなされることがある。
- ⑤ 口頭試問・口述試験当日は、論文試験による受験者は論文及び研究計画の控え、学科試験・書類選考による受験者は研究計画の控え、また、社会人特別選考による受験者は論文、研究計画及び実務経験報告書の控えを持参

すること。

- ⑥ 試験室へ入室の際は、必ず受験票を係員に提示すること。

12. その他

(1) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づいて取り扱う。
- イ 出願書類に記載されている氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。
- ウ 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料作成のために利用する。
- エ 出願書類に記載されている個人情報は、入学者について、①教務関係（学籍管理、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除、奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (2) 出願書類等の郵送を希望するときは、受信場所及び受信者氏名を明記し、205 円分の切手（第 1 種定形外料金）を貼った標準封筒角形 2 号（240 mm×332 mm）を同封し、京都大学法学研究科大学院掛に、「法政理論専攻博士後期課程編入学募集要項請求」と朱書して申し込むこと。

平成 28 年 11 月

京都大学大学院法学研究科

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学法学研究科大学院掛
TEL 075-753-3220
FAX 075-753-3104